

1 定期申請時における操作についての注意事項

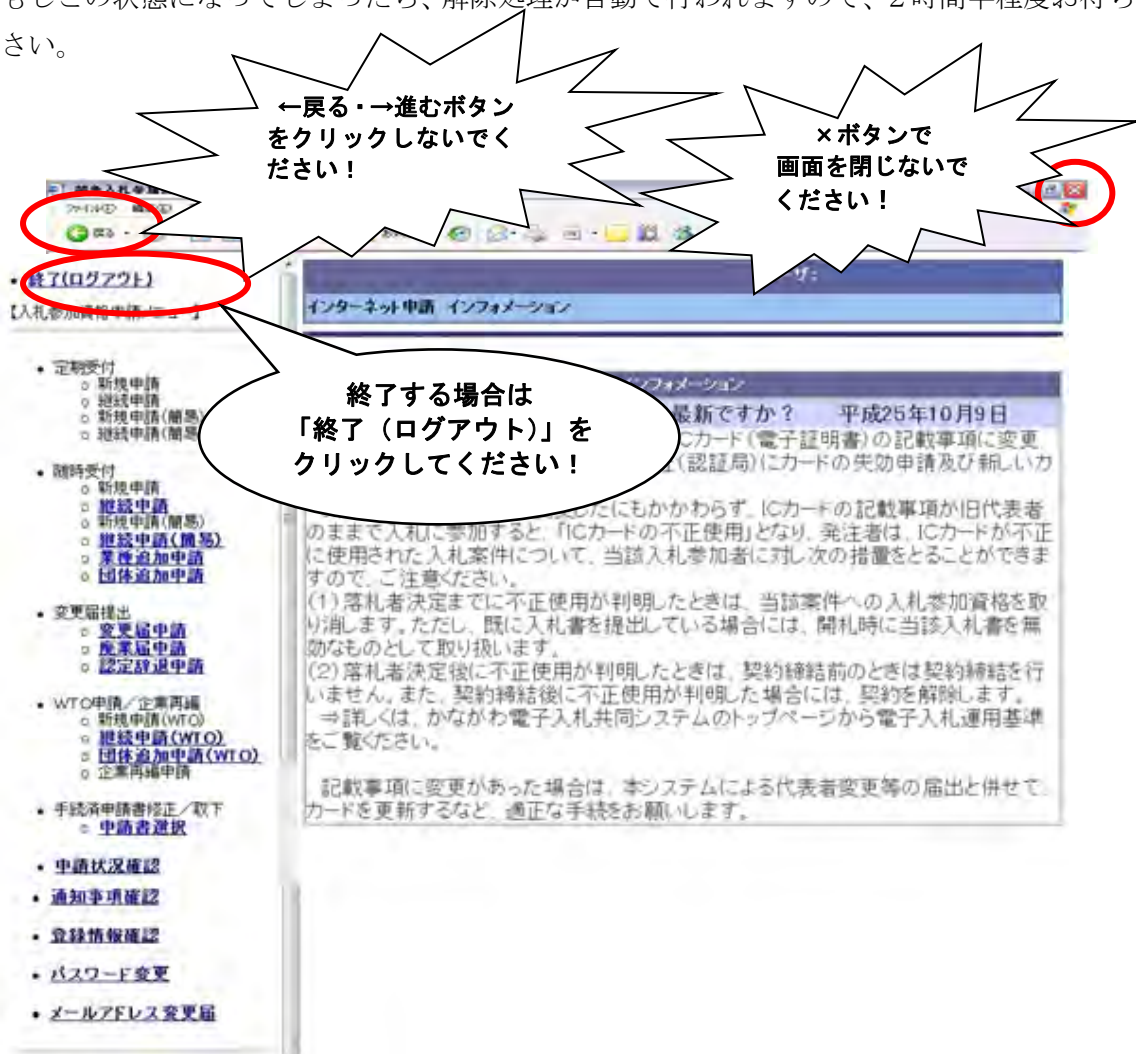
1.1 終了方法

画面を終了する際は、画面右上の☒（閉じるボタン）で終了しないでください。

「メニュー」ボタンでメニューへ戻ってから、**終了（ログアウト）**により画面を終了してください。

×ボタンで終了してしまった場合、再度ログインして申請書を編集しようとしても、「選択された業者は他のユーザにより使用中となっています。」とメッセージが表示されて、操作を続行できなくなります。

もしこの状態になってしまったら、解除処理が自動で行われますので、2時間半程度お待ちください。



※解除処理について

申請前確認事項画面で「はい」をクリックしてから2時間経過した業者を対象に、毎時0分、20分、40分に解除処理が行われます。

排他制御について

申請書の画面を開いた状態の時には、他の人が操作できないように一時的にロックをかける「排他制御」を行っています。画面上部右にある「メニューへ」ボタンをクリックしてメニュー画面に戻ることにより、ロック状態は解除されます。

「×」ボタンで画面を閉じて終了した場合には、「申請書の画面を開いている」という情報だけが残ったロック状態のままのため、再度申請書の画面を開こうとしても、排他制御により操作が継続できません。

「×」ボタンで画面を閉じる以外に、次の場合にロック状態となることがありますので、ご注意ください。

- ・ パソコンを強制終了した場合
- ・ 30分以上何も操作を行わず、自動的に終了した場合
- ・ 画面左上の「←戻る」ボタン、「→進む」ボタンをクリックした場合

1.2 自動ログアウト

30分以上何も操作を行わなかった場合には、セキュリティのため自動的にログアウトします。操作中に30分以上、席を離れる場合等はログアウトしてください。

1.3 使用できる文字

資格申請システムでは、使用できる漢字はJ I S第1水準及び第2水準漢字です。その他の漢字、半角カナ、外字、特定の機種に依存する文字（機種依存文字）は入力エラーとなりますので“商号”や“氏名”にエラーとなる文字が含まれている場合は、代替文字を使用してください。

1.4 資格申請システムへの入口

「かながわ電子入札共同システム」のホームページから資格申請システムを利用します。

「かながわ電子入札共同システム」ホームページアドレス
<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>

検索サイトから「かながわ電子入札共同システム」で検索するか、神奈川県庁のホームページから次のリンクをたどってください。

「神奈川県庁」(<http://www.pref.kanagawa.jp>)

→電子県庁・県政運営

→オンライン行政サービス「電子入札」

→「かながわ電子入札共同システム」

→「かながわ電子入札共同システムの入口」

トップページ

更新年月日：2018年3月2日

かながわ電子入札共同システム

本文△

お知らせ / 動作保証 / 注意事項 / コールセンター / 各システムへの入口 / 団体情報

ご案内
初めての方はご案内へ

事前準備

**競争入札参加
資格申請**
new!
※2017・2018年度
(何年度も)

システムの利用に当たって

かながわ電子入札共同システムを利用する方は、[利用規約](#)／[運用基準](#)への同意が必要です。
 本システムを利用された方は、[利用規約](#)／[運用基準](#)の各条項を承諾したものとみなされますので、ご承知おきください。

お知らせ

(中略)

各システムへの入口

各システムへの入口

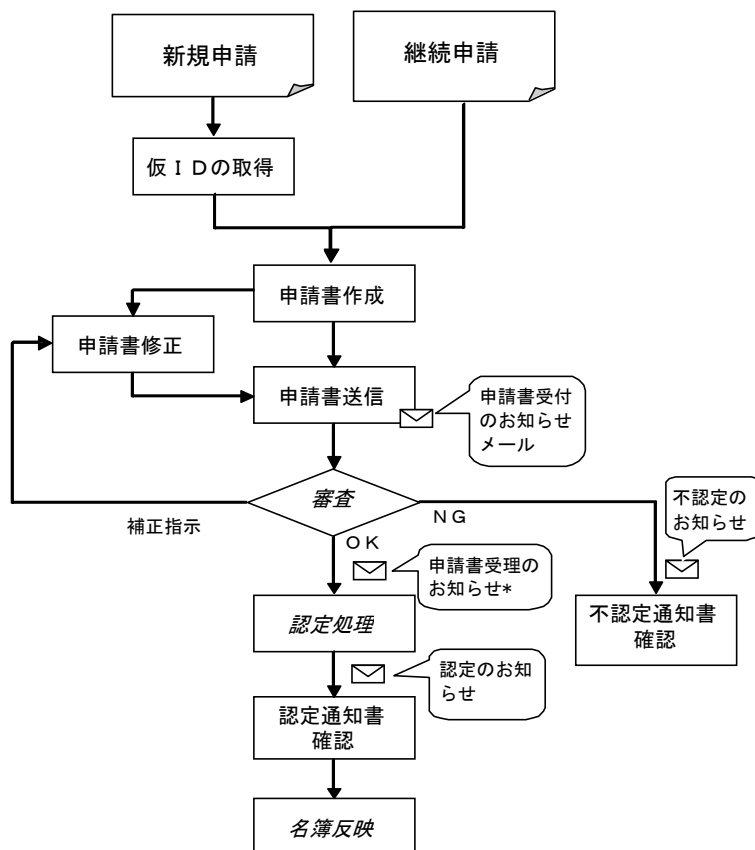
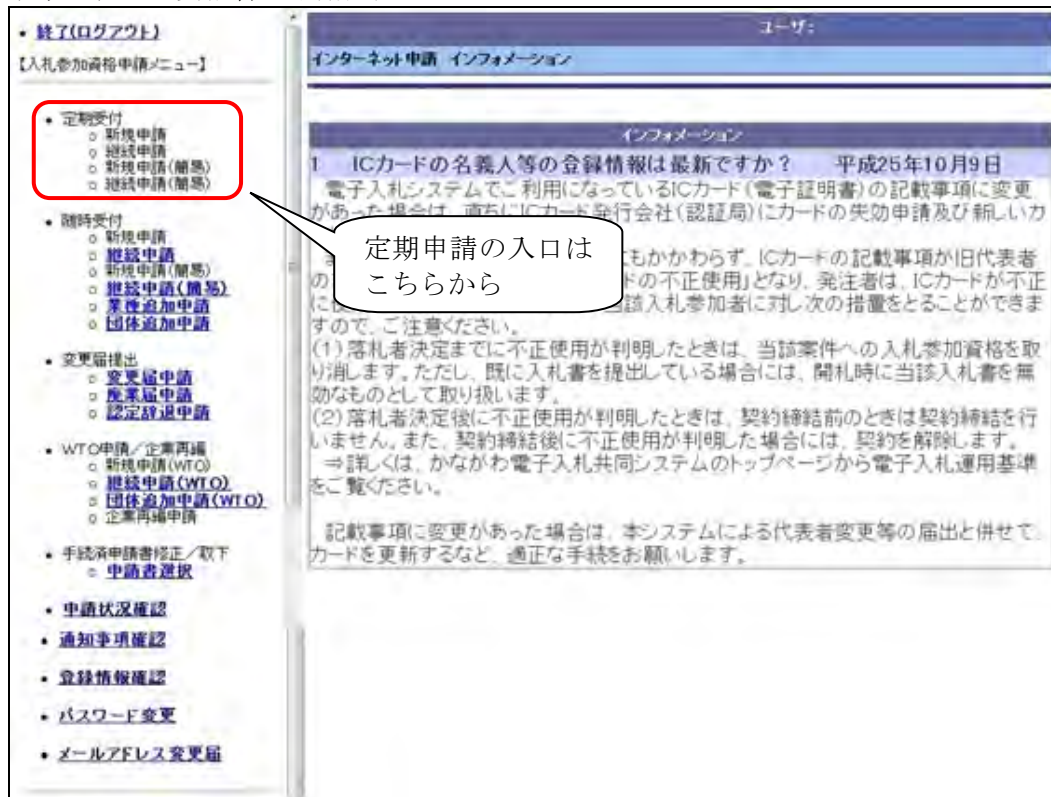
	資格申請システム	電子入札システム	入札情報サービスシステム
			
利用時間	平日8時30分から20時00分	平日8時30分から20時00分	5時00分から翌4時00分
利用停止日	土日、祝日法に定める休日及び 12月29日から1月3日まで 3月31日	土日、祝日法に定める休日及び 12月29日から1月3日まで 3月31日	3月31日
機能	競争入札参加資格申請、 変更届等	電子入札参加、 利用者登録	入札公告、入札結果、 資格者名簿、指名停止情報閲覧 入札情報サービスシステムとは

「各システムへの入口」の「資格申請システム」をクリックします。

「資格申請システム」をクリックし、「競争入札参加資格認定申請 インターネット受付について」の画面を開きます。

1.5 申請に係るシステム操作の流れ（新規、継続）

競争入札参加資格審査申請画面



*申請書受理のお知らせメールは、審査担当者が職務権限により申請データの修正を行った場合には、送信されません。

注意！

定期申請時における申請内容の変更について

定期申請後に送付した変更届、団体追加申請、業種追加申請の内容は、現行名簿（2017・2018年度（平成29・30年度）競争入札参加資格認定名簿）にのみ反映されます。

定期申請後に申請内容に変更があり、2019・2020年度（平成31・32年度）競争入札参加資格認定名簿においても変更が必要な場合は、2019年（平成31年）4月1日以降に変更届、団体追加申請、業種追加申請を提出して下さい。

ただし、定期申請受付期間内の申請における神奈川県（共通審査団体）の進捗状況が「作成中」、「審査中」及び「補正指示」であれば、申請内容を変更（「8.1 修正」参照）することも可能です。（進捗状況は「11 申請状況の確認」を参照）

神奈川県が進捗状況が「認定中」「認定」「手続終了」のいずれかであっても、他団体の進捗状況が「審査中」または「補正指示」の場合、変更可能な項目があります。

※変更可能項目（「審査中」または「補正指示」の団体部分のみ）

- ・受任者情報画面（ただし、すでに「認定中」以降の進捗状況になっている団体との共通の申請内容を除きます。）

進捗状況		変更
神奈川県	他団体	
作成中	作成中	○
審査中 補正指示	審査中	○
認定中 認定 手続終了	審査中 補正指示	△※
認定中 認定 手続終了	認定中 認定 手続終了	×

（例）定期申請後（県の進捗状況：認定）、代表者が変更となった場合
2019年（平成31年）3月15日までに変更届を提出
⇒ 2017・2018年度（平成29・30年度）名簿に反映

2019・2020年度（平成31・32年度）名簿に反映させるには、
2019年（平成31年）4月1日以降にも変更届を提出して下さい。
（変更届は、2017・2018年度（平成29・30年度）と
2019・2020年度（平成31・32年度）の2回提出が必要）